

税制改正に関する提言

去る9月26日開催の公益財団法人全国法人会総連合の理事会において「令和8年度税制改正に関する提言」が下記のとおり決議された。

《はじめに》

我が国経済を取り巻く環境は急速に変化している。食料やエネルギーなどの国際的な価格高騰を契機にして円安も加わって輸入物価が押し上げられ、国内の消費者物価も年率2%を超える水準で推移している。デフレ期からインフレ期への転換期に突入し、国民生活や産業に大きな影響を与えつつある。日本銀行は昨年3月に異次元の金融緩和を終了し、金融市場は「金利のある世界」に回帰した。今後の物価動向などによってはもう一段の金利上昇も見込まれている中で、米国のトランプ関税の影響もあって日本経済の行方を不透明にしている。

こうした経済環境の変化に伴い、政府・与党の経済・財政運営も見直しを迫られている。国民生活を支える物価高対策は必要だが、これまでのように国民一律に支援するばらまき型ではなく、生活に困っている世帯を対象を限定した上で、手厚く支援する実効的な対策が求められる。そのためには安定した財源の確保に加え、マイナンバーを活用するなどして世帯の所得を正確に把握できるような仕組みの構築も欠かせない。財政健全化に向けて財政規律を回復させることは、安定的な経済成長と日本経済の持続可能性を高めるための国家的な課題である。自律的な経済成長を促すための新たな戦略が求められている。

しかし、今年7月の参院選において与党は国民1人当たり2万円の給付を打ち出し、野党各党は消費税減税を公約に掲げた。いずれも支援対象を限定せず、国民一律に支援する仕組みである。その財源に関しても税収の上振れ分を充てるとするなど、責任ある財源論は聞かれなかった。特に社会保障の財源に充てる消費税の減税は、高齢化の進展に伴って社会保障給付に対する財政需要が高まっていく中で、物価高対策として適切な政策と言えるのだろうか。消費税減税の代わりに給料から天引きされる社会保険料が高くなれば、企業負担だけでなく、現役世代の負担も重くなる。こうした点からも与野党で税と社会保障を一体的に改革し、国民負担のあり方を改めて考える必要がある。

世界経済に対するトランプ関税の影響は今後、本格化する恐れがあり、日本に与える打撃にも細心の注意が求められる。こうした中で地域経済と雇用の担い手である中小企業の経営環境も厳しさを増しており、税財政上のきめ細かな支援が不可欠である。全国的に人手不足が深刻化する中で、中小企業は物価上昇を上回る高い賃上げを要請されており、優秀な人材を確保する観点からも防衛的な賃上げを迫られている。賃上げ原資を確保するには、適正な価格転嫁など取引慣行の是正は喫緊の課題である。また、円滑な事業承継の実現に向けた政策的な後押しは、地域経済の活性化を促すためにも欠かせない。

《令和8年度税制改正スローガン》

- 社会保障に充てる消費税の減税は慎重な検討が必要。将来世代にツケを回さない仕組み作りを！
- 「金利のある世界」への回帰を踏まえ、金融市場の動揺を招かない財政運営を！
- 企業への過度な社会保険料負担を抑制し、中小企業の活性化に資する税制措置を！
- 本格的な事業承継税制を確立し、地域経済と雇用の担い手の中小企業を守れ！

《税目別の具体的な課題》

1. 法人税関係

(1) 役員給与の損金算入の拡充

①役員給与は損金算入とすべき

現行制度では、役員給与の損金算入の取り扱いが限定されており、特に年度途中の報酬等の改定には厳しい制約が課せられている。役員給与は、本来、職務執行の対価であり、原則損金算入できるよう見直すべきである。

②同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき

経営者の経営意欲を高め、企業経営に活力を与える観点から、中小企業にも対応が可能なコーポレートガバナンス（企業統治）を高める措置を講じることが条件に、同族会社における役員の業績連動給与についても損金処理を認めるべきである。

(2) 中小企業向け賃上げ促進税制の適用要件緩和

中小企業向け賃上げ促進税制について、経営環境が厳しい中小企業の持続的な賃上げを支援する観点から、適用要件の緩和や制度を拡充すること。

(3) 中小企業の欠損金繰戻還付制度の見直し

米国の相互関税政策の影響は先行き不透明であり、中小企業の資金繰りを支援する観点から、繰戻しできる期間を事業年度開始の日前1年以内から3年以内に見直すとともに、制度を本則化する。

2. 所得税関係

(1) 基幹税としての所得再分配機能の回復

所得税は重要な基幹税の一つであるが、各種控除の拡大などによって空洞化が指摘されている。所得再分配機能を回復するためにも、所得税は国民が能力に応じて適正に負担すべきである。

(2) 各種控除制度の見直し

令和7年度税制改正では、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応として、基礎控除や給与所

得控除の最低保障額の引き上げ、特定親族特別控除の創設等が行われた。

各種控除は社会構造変化に対応して合理的なものに見直す必要があるが、合計所得金額に応じた基礎控除の上乗せ特例が恒久措置、または時限措置として創設されるなど、控除制度が複雑となり、源泉徴収や年末調整を担う企業の事務負担の増加は確実である。今後も物価の上昇等を踏まえて基礎控除等の額を適時に引き上げることとしているが、企業の事務負担等に配慮した簡素な制度とすべきである。なお、退職所得控除の見直しも検討されているが、老後の生活設計を妨げることに繋がるとともに、特に中小企業の人材確保や労働意欲を高める観点から、控除の縮小は行うべきではない。

(3) 個人住民税の均等割

地方税である個人住民税の均等割についても、応益負担原則の観点から適正水準とすべきである。

3. 相続税・贈与税関係

(1) 相続税の基礎控除の見直し

被相続人1人に対する法定相続人の数は減少傾向（平成15年3.40→令和4年2.68）にある。また、基礎控除の引き下げや地価の上昇により相続税の課税件数割合が平成27年の8.0%から令和5年は9.9%と高水準に達していることから、基礎控除のあり方を見直す必要がある。

さらに現行の相続税の課税方式（法定相続分課税）は、相続人の相続額に応じた課税がされず、一人の相続人の申告漏れが他の相続人にも影響する等の問題が指摘されており、課税方式のあり方についても併せて検討することが必要である。

(2) 贈与税の基礎控除の引き上げ

経済の活性化に資するよう、贈与税の基礎控除を引き上げる。なお、教育資金や結婚・子育ての一括贈与に係る贈与税の非課税措置については、適用状況等を勘案しながら、制度のあり方を見直すべきである。

4. 地方税関係

(1) 固定資産税の抜本的見直し

令和7年の全国の公示価格は、全用途平均・住宅地・商業地とも4年連続で上昇し、上昇率が拡大している。都市計画税と合せて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。

また、固定資産税は賦課課税方式であり、納税者自らが申告するものではないことから、制度に対する不信感も一部見受けられる。地方自治体は、税の信頼性を高めるための努力が必要である。

①商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。

②家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。

③償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、申告対象外となる「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とする。

④固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。

⑤国土交通省、総務省、国税庁、都道府県がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。

(2) 事業所税の廃止

市町村合併の進行により課税主体が拡大するケースも目立つ。事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止することを求める。

なお、廃止されるまでの間は、賃上げにより税負担が増えないよう、従業者割の計算に際しては配慮すべきである。

(3) 超過課税

住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象としているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体が多い。課税の公平を欠く安易な課税は行うべきではない。

(4) 法定外目的税

法定外目的税は、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮するとともに、税収確保のために企業に対して安易な課税は行うべきではない。

5. その他

(1) 印紙税の廃止

印紙税については、電子取引の拡大や手形決済の省略など、取引慣行の変化に伴い、課税根拠が希薄化している。文書作成の有無による課税は公平性を欠くとともに、事務負担を軽減させる観点からも廃止すべきである。

(2) 配当に対する二重課税の見直し

配当については、現行の配当控除制度で法人税と所得税の二重課税の調整が行われているものの不十分であり、さらなる見直しが必要である。

(3) 電子申告の促進

国税電子申告（e-Tax）と地方税の電子申告（eLTAX）の利用件数は年々拡大してきているが、制度の一層の利便性向上と、システムの連携または一体化すること等により、さらなる促進を図ること。

(4) 森林環境税の検証

森林環境税は、森林環境譲与税として地方自治体に配分されるが、その配分方法や税が有効に活用されているか等についてしっかり検証することを求める。また、多くの府県でも森林環境の保全等を目的とした個人住民税の超過課税が実施されていることから、目的や使途の違いを住民に分かりやすく説明するとともに、森林環境税と同様に制度の検証を行う必要がある。